

# 全日本柔道連盟公認柔道指導者資格をお持ちの皆様へ

2025年2月26日 静岡県柔道協会 公認指導者講習部会

## 【全日本柔道連盟の目的】

柔道の普及および振興を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与する

### 上記目的の達成に向けて、制度に沿った指導をしましょう。

- 柔道の持つ多様な価値を認識し、指導対象者の目的に応じた支援をしましょう。
- 安全かつ効果的な指導をしましょう。
- 指導対象者やその保護者、社会の信頼に応え柔道の認知度を高めましょう。
- 医科学的な知識を熟知し、様々な情報を有意義に活用しましょう。
- 通知や指針等の全柔連が発出する情報に気を配り、内容を理解しましょう。

### 毎年度の全柔連登録をしましょう。

- 全柔連公認資格は、資格の有効期間内に全柔連個人登録と資格登録が完了していることで有効となります。↔ 登録をしなければ資格は無効です。
- 更新講習会の受講には、資格が有効であることが必要です。
- 「全柔連登録会員システム Judo-Member」にご自身でログインします。最初のログイン時に、メンバーIDとチームIDを入力し、メールアドレスとパスワードを登録します。  
※システム上で講習会受講記録を管理するために、ログインが必要です。  
※登録したメールアドレスに、講習会の案内などの重要な通知が送信されます。

### 研鑽に努め、指導力を向上させましょう。

- 日々の指導と研究に加えて、積極的に講習会や研修会に参加しましょう。
- 指導員テキストや「長期育成指針」、「柔道の安全指導(第6版)」を熟読しましょう。
- 他チームとの交流や指導者同士の意見交換から学ぶことも多いものです。

## 公認柔道指導者資格の有効期間と更新

- 資格有効期間は1年間で、年度ごとに更新する必要があります。  
新規認定後の最初の有効期間は、認定日から1年経過した後の最初の年度末までです。
- 有効期間内に更新講習会を1回受講することで資格は更新され、有効期間は翌年度末まで延長されます。
- 更新講習会では次の講習を行います。すべてを受講することが資格更新の条件です。  
・コンプライアンス講習 ・審判規程講習 ・安全指導講習 ・全柔連トピックス
- 全柔連が実施する更新講習会はメディア(オンライン)講習として開催されます。  
全柔連登録会員システムを利用してe-ラーニング講習を受講します。  
受講履歴は自動的にシステムに記録されます。
- 当協会が実施する更新講習会は、面接型(集合型)講習として開催されます。  
インターネットを使用できない方や大画面での視聴を希望する方を対象とします。  
詳細は決定次第お知らせします。
- 更新しないまま有効期間が終了した場合、有効期間終了の翌年度内であれば、更新(再有効)講習会を1回受講することで資格が再有効化されます。

\*ご不明の点がございましたら、下記までご連絡ください。

静岡県柔道協会 公認指導者講習部会 E-mail : [judoshido21@yahoo.co.jp](mailto:judoshido21@yahoo.co.jp)

## 全日本柔道連盟公認柔道指導者資格Q & A

2025年2月26日 静岡県柔道協会 公認指導者講習部会

### Q1 更新講習会の申し込みは、どのようにして行いますか？

A e-ラーニング講習は、「全柔連登録会員システム Judo-Member」にログインし、「講習会申込」から「講習会一覧」に進み、更新講習会を選択して申し込みます。面接型は、その開催要項を当協会HPにアップロードします。登録会員システムでの一斉メール送信も行いますのでご確認ください。

### Q2 更新講習会の内容は、e-ラーニングと面接型とで違いがあるのですか？

A e-ラーニングも面接型も同じ講義動画を視聴し、どちらを受講しても資格を更新することができます。e-ラーニングは都合のよい日時に受講することができ、無料です。e-ラーニングを利用できない方や大画面で視聴したい方は、面接型で受講することができます。しかし、会場や開催期日、受講人数に制限があり、有料となります。

### Q3 前年度は更新講習会を受講していません。更新（再有効）講習会を受講すれば、資格を更新することができるのですか？

A 資格は更新され、今年度末までの資格登録が可能になります。しかし、来年度の資格登録を可能にするためには、更に更新講習会を受講することが必要です。

### Q4 有効期間終了の翌々年度に更新していない場合は、資格の再有効化は不可能ですか？

A 2年以上更新しない場合は、同じ資格の養成講習会を受講し、再度資格認定を受けることで資格登録が可能になります。ただし、2022年度以前に有効期間が終了している場合は再有効化が不可能です。改めてC指導員資格から認定を受ける必要があります。

### Q5 Eメールは使用していないのですが、登録会員システムにメールアドレスの登録をしなければならないのですか？

A 更新講習会などの受講記録を管理するために、ご自身でのログインが必要です。したがって、必ずメールアドレスを登録していただきます。メールでの通知はチーム責任者（事務担当者）にも送信しますので、ご自身でメールを確認しない（できない）方は、チーム責任者との間で通知を伝達する方法を確認しておいてください。

### Q6 すべての指導者資格で全国大会まで監督ができると聞きました。C指導員の資格があれば、A、B指導員資格を取得する必要はないのですか？

A 公認指導者資格は、大会監督のための資格ではなく指導のための資格です。より高度な指導のための研修として、CからB、BからAと、養成講習会を受講しステップアップすることをお勧めします。また、A、B指導員資格を取得することで、それぞれ日本スポーツ協会公認コーチ3、1の専門科目の講習と試験が免除されます。

各指導員資格の位置づけと指導者としての活動例は次の通りです。

【A指導員】指導者を養成するために必要とされる程度の高度な指導力を有する者  
(活動例) 指導者講習会等の講師 連盟や協会等競技団体組織の統括 等

【B指導員】選手の指導に必要な専門的な指導力を有する者  
(活動例) 複数の指導者の統括 講習会等の講師 大会や練習会等の計画 等

【C指導員】選手の指導に必要な基礎的な指導力を有する者  
(活動例) チームにおける指導 練習会等における指導 等

※ 全柔連規程により、柔道の指導を行う者には、公認柔道指導者資格の保有が義務付けられています。

※ 上記A、B指導員の活動例は、当該資格の保有を必須とするものではありません。

\*詳細は公認指導者講習部会までお問い合わせください。